



2017年7月1日

事務所ニュース Vol.224

社会保険 標準報酬月額決定方法について

今年も事業所様より「年金事務所から社会保険調査の案内が届きました。」との連絡が寄せられています。この調査の目的は、報酬月額が適正な額で届出されているかなどを確認しており、賃金台帳と届出により決定されている標準報酬月額に差異がないか、出勤簿では社会保険に加入していないパートやアルバイトの出勤状況のみを、加入要件を満たしていないかなどを調査しています。調査の案内が届いた時にあわてない為にも適正な届出が必要ですので今一度、標準報酬月額の決定方法についてお知らせ致します。

○標準報酬月額とは、社会保険（健康保険・厚生年金保険）の保険料や手当金などの計算にあたって、被保険者の報酬とされるもので、決定方法は次の4通りの方法があります。

1 資格取得時の決定

新たに従業員を雇用した時や、短時間勤務から常用勤務に雇用形態が変更したことにより新たに被保険者の資格を取得した従業員の標準報酬月額は、原則として月給・日給など一定の期間によって定められている基本給の他、役付手当等の諸手当や通勤手当を算入して決めます。

2 定時決定（算定基礎届）

毎年1回、被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7月1日現在で使用している全被保険者の4月・5月・6月（いずれも報酬の支払基礎日数17日以上）の報酬月額を算定基礎届により提出し、標準報酬月額を決定し直します。これを定時決定といいます。

決定し直された標準報酬月額は、9月から翌年8月まで適用されます。

***次のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出は不要です。**

- ① 6月1日から7月1日までの間に被保険者となった人
- ② 7月から9月までのいずれかの月に随時改定、産前産後休業終了時の改定又は、育児休業等終了時の改定が行われる人

3 随時改定（月額変更届）

被保険者の標準報酬月額は、原則として次の定時決定が行われるまでは変更しませんが、報酬の額が著しく変動（昇給や降給など）すると、被保険者が実際に受け取る報酬の額と標準報酬月額がかけ離れた額になることがあります。このため、固定的賃金の変動とともに報酬月額が2等級以上変わったときは、『月額変更届』を提出することにより標準報酬月額の改定を行います。これを随時改定といいます。なお、改定された標準報酬月額は、次の定時決定までの標準報酬月額となります。

***下記の全ての要件に該当する場合に月額変更届の届出が必要です。**

- ① 昇（降）給などで、固定的賃金に変動があったとき（新たに手当を支給した場合や、交通費の額の変更も対象です。）
- ② 固定的賃金の変動月以後継続した3ヶ月の間に支払われた報酬の平均額が、現在の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたとき
- ③ 3ヶ月とも報酬の支払基礎日数が17日以上あるとき

☆固定的賃金とは、基本給・家族手当・役付手当・通勤手当・住宅手当など稼働や能率の実績に係らず、月単位などで一定額が継続して支給される報酬をいいます。

4 産前産後休業終了時・育児休業等終了時の改定

産前産後休業終了時に、当該産前産後休業に係る子を養育している被保険者が育児休業を取得せずにすぐに復職した場合や、育児休業等終了時に、育児休業等終了日において3歳に満たない子を養育している被保険者が復職した場合に、育児等を理由に短時間勤務などで報酬が低下した場合であっても、随時改定の事由に該当しないときは、次の定時決定が行われるまでの間、被保険者が実際に受け取る報酬の額と標準報酬月額がかけ離れた額になります。このため、変動後の報酬に対応した標準報酬月額とするため、産前産後休業又は育児休業等を終了したときに、被保険者が事業主を経由して保険者に申出をした場合は、標準報酬月額の改定をすることができます。なお、改定された標準報酬月額は、次の定時決定までの標準報酬月額となります。

事業主はこの申出にあわせて、「健康保険・厚生年金保険産前産後終了時報酬月額変更届」又は「健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届」を保険者に届出しなければなりません。

***下記の要件に該当する場合に届出します。**

産前産後休業終了月又は育児休業等終了月（ただし、終了した日が月末である場合は、その翌月）以後3ヶ月間に受けた報酬（支払基礎日額が17日未満の月は除きます。）の平均月額を標準報酬月額等級区分にあてはめ、現在の標準報酬月額と1等級でも差が生じた場合には、改定します。

☆上記報酬月額の届出で、①資格取得時に基本給のみで諸手当や交通費が含まれていない②算定基礎届や月額変更届の際に時間外手当が含まれていない、などのケースが多々見受けられます。又、「試用期間だから」と1,2カ月社会保険の取得を先延ばしにするケースも多く見受けられます。試用期間であっても当初から加入義務があります。年金事務所の調査で指摘を受けた場合遡って訂正、又は加入しなければなりません。そうならない為にも、適正な届出をするよう心がけましょう。

○当事務所からのお知らせ

- ・平成29年度 労働保険料第1期分の納付について

労働保険料第1期分納付がお済みでない事業所様は、至急ご入金をお願い致します。

- ・賞与の支払が確定しましたら、賞与データを当事務所までご連絡下さい。

又、「賞与支払届」が年金事務所より届いた場合は、代表者印を押印して頂き賞与データと一緒に当事務所までご送付下さい。賞与が不支給の場合でも提出が必要です。

用紙が届かないなどの場合は、当事務所にご連絡下さい。

後記

梅雨明けが待ち遠しい今日この頃ですが、今年の夏も猛暑との予報で今から身体が対応できるか心配しています（汗）

本格的な登山はまだ無理なので、まずは富士山の宝永火口を歩く予定です。健康のためにも暑さに負けず、体力をつけているんな所にハイキングに行きたいと思います。（H）

